

2024年4月  
政治経済学部

## 認定留学に係るガイドライン

**認定留学とは：**学生が自分で留学先大学を選んで直接出願し、政治経済学部教授会が認定した上で留学する制度。語学学校や専門学校、コミュニティカレッジ、インターンシッププログラム等への留学は対象外。

認定留学が認められた場合、

- 協定留学同様、留学期間は明治大学の在学期間としてカウントされる
- 単位認定や大学の留学助成金への申請を行うことも可能
- 学費は明治大学と留学先の両方に支払う必要がある
- 明治大学と協定を結んでいない大学への留学も可能

認定留学制度については、明治大学国際教育センター発行『[海外留学の手引き](#)』の「明治大学の留学制度 認定留学」に関する項目を必ず確認してください。

### 【政治経済学部認定留学申請条件】

1. 原則として、学士号の学位授与権を有する高等教育機関の学位取得を目的とした正規課程に属すること
2. 出発時2年次以上で在学1学期につき卒業要件単位を15単位以上修得していること
3. 以下の語学能力要件及びGPA要件を満たしていること  
TOEFL iBT 61以上、IELTS 5.5以上  
GPA 2.0
4. 1～3を満たし、政治経済学部教授会で認められること

### 【手続きの流れ】

#### 1. 政治経済学部事務室へ以下の書類を提出する

- ・政治経済学部認定留学申請書（所定書式）
- ・最新の成績通知表（Oh-o! Meiji から出力）
- ・語学能力証明書のコピー（取得から2年以内のもの）

提出締切：渡航予定の8カ月前

例) 2025年8月に渡航予定であれば、遅くとも2024年12月まで

※申請から承認まで、学内手続きに最低1～2カ月はかかります

#### 2. 教授会で認定留学の申請について審議

承認されれば、認定留学として留学が可能となる。承認されなければ、休学して留学または留学を止めるか迷う学生もいるため、できるだけ早めに申請すること。

### 3. 留学先大学に出願手続きをする

原則として、2の結果をふまえて出願する。承認されなかった場合でも留学（休学して留学）の意思が変わらない場合には、学部への認定留学申請と平行して留学先大学への出願手続きを進める。

### 4. 留学願等の提出

留学先大学から受入許可書が届いたら、協定留学の場合と同様、[留学願](#)、及び留学願に記載のある①～⑦の留学手続書類一式を提出する。提出締切：出発の一月前まで

### 5. 帰国届等の提出

- ・[帰国届](#)の提出（必須） 提出締切：帰国後一月以内
- ・単位認定願の提出

#### 【注意事項】

1. 認定留学として認められるかどうかの審査には時間を要する場合や、追加で書類提出を求める場合があるため、早めに申請するようにしてください。
2. 要件を満たす場合でも、認定留学として認められることが確約されているわけではありませんので注意してください。（例：留学先において学習する内容が明治大学政治経済学部と大きく異なる場合など）
3. 留学先大学への手続きはすべて各自の責任で行ってください。
4. 留学先大学で修得した単位が希望通り認定されるとは限りません。そのため、卒業に向けて必ず余裕を持った履修計画を立てるようにしてください。  
単位認定が認められない例
  - ・インターンなどの実習科目
  - ・オンラインや自習型の科目
  - ・留学先大学付属の語学研修所等で実施された科目 など
5. ゼミに所属している学生は、必ず事前に指導教員と相談してください。
6. 申請を希望する場合は、必ず事前に政治経済学部（国際担当）に相談してください。

以上